



3	取組項目 ii	(企)大村湾南部流域下水道事業	H5-R12	292,443	0	—	大村湾流域	大村湾南部流域下水道事業については、下水道の普及が一定進んでいるので、水処理施設の高度処理化にウエイトを置いて事業を推進している。なお、事業の推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 令和元年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、浄化センター内の中央監視装置の改築更新を行う工事の進捗を図った。	活動指標 協議会等開催回数(回)	5	5	100%	●事業の成果 ・高度処理化工事及び中央監視装置改築更新工事の進捗を図り、高度処理化工事については、一部運転を開始した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・高度処理化工事を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与する。	○
				757,142	0	—				5	5	100%		
				435,678	0	—				100	100	100%		
	水環境対策課	根拠法令 下水道法	成果指標 放流水質の遵守基準の達成率(%)	100	100	100%								
100			100	100%										
4	取組項目 ii	環境監視測定費(水質)	S46-	22,958	22,958	5,181	公共用水域	水質測定計画に基づき、県下の47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において水質汚濁状況の監視測定を行った。	活動指標 公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数(地点)	95	95	100%	●事業の成果 ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の環境監視を行った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・河川・海域の環境基準の達成状況や経年変化等の把握に寄与した。	○
				22,720	22,720	5,170				95	95	100%		
	地域環境課	根拠法令 環境基本法、水質汚濁防止法	成果指標 環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%								
100			100	100%										
5	取組項目 iii	工場監視指導費(水質)	S46-	1,900	1,900	2,790	水質汚濁防止法特定施設等	特定施設、指定施設に対し立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等の確認を行った。排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査を実施した。	活動指標 立入件数(件)	1,225	1,695	138%	●事業の成果 ・水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき、立入検査を行い、法・条例に違反し又は違反する恐れのある場合は速やかな改善を指導し水環境の保全を図った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・水質汚濁負荷の軽減に寄与する。	○
				1,224	1,224	2,784				1,230	1,633	132%		
	地域環境課	根拠法令 水質汚濁防止法	成果指標 排水基準の遵守率(%)	100	93	93%								
100			94	94%										
2,726	2,726	2,791	100	100	100%									

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	下水道、浄化槽の整備に対する支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>市町においても浄化槽設置整備を促進しているが、個人の都合に左右され設置が進まず、浄化槽普及率は目標に達していない(浄化槽設置基数:H30要望2,028基⇒実績1,814基、R1要望2,044基⇒実績1,628基)。 個人負担が大きい個人設置型浄化槽での整備には限界がある。市町が新たに下水道等の集合処理施設を整備するのにも人口が減少する中では現実的ではない。 なお、県汚水処理総合交付金は、平成29年度までに着手した事業を5年間補助する制度であるため、令和3年度をもって廃止する予定。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>平成30年度から、市町が事業主体で整備できる市町村設置型浄化槽への補助を拡充するとともに、令和2年度からは、一戸建て住宅に設置する浄化槽の人槽算定での緩和措置を実施して個人負担軽減を図っているが、今後も引き続き、個人設置型浄化槽の負担軽減のため、市町による上乘せ補助の創設や見直しを要請してしていく。</p>
ii	下水道施設の高度処理化の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>大村湾流域での下水道等の普及は一定進んでいるので、高度処理化にウエイトを置いて事業を推進している。国からの交付金を確保し、引き続き事業の進捗を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交付金の確保について、引き続き要望等を行っていく。</p>
iii	工場・事業場の排水監視等による水環境の保全	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>水質汚濁防止法に基づき、県下の47水域95地点で水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、令和元年度は河川では全地点で環境基準を達成したが、海域においては6地点で環境基準を超過した。 水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、31件の違反があり改善指導を行った。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>今後とも、公共用水域の水質汚濁状況について把握を行い、汚水処理施設の計画的な普及拡大等を図る必要がある。 いまだに排水基準超過事例が発見されており、公共用水域の水質汚濁を防止するうえで水質検査による監視指導を継続していく必要がある。</p>

#### 4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名	(令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	浄化槽設置整備費	浄化槽設置者の負担を軽減し、設置基数の増加を図るため、令和2年度から、浄化槽の規模に関する特例についての取扱要領を定め、基準を緩和している。(従来:一戸建て住宅の延べ床面積130㎡以上で7人槽の浄化槽を設置。変更後:200㎡未満までは居住人員が5人以下で、1日あたりの使用水量1,000リットル以下などであれば5人槽の浄化槽が設置可能)	⑤	平成30年度から市町を個別に訪問するなどして、個人設置型浄化槽に対する市町単独費による上乗せ補助の創設や拡充を働きかけている。また、令和3年度は、PFI事業による市町村設置型浄化槽(公共浄化槽)の実施を検討している島原市の取り組みを、汚水処理人口普及率が比較的低い市町へ情報提供して導入促進を図る。 引き続き、個人設置型浄化槽の整備を図るとともに、今年度の取り組みの中で明らかになる市町の課題や要望を令和3年度事業に反映させ、さらなる普及促進を図る。	改善
		水環境対策課				
2		長崎県汚水処理総合交付金費	—	—	平成29年度までに新規着手した事業に対して5年間補助する制度で、諫早市の農業集落排水(大草地区)のみが対象となっており、令和3年度をもって廃止する予定。	現状維持
		水環境対策課				
4	取組項目 ii	環境監視測定費(水質)	水生生物保全環境基準の類型指定のために、河川概況調査及び水生生物調査を行う。	②	県の事務として、公共用水域や地下水について、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握している。本県は水生生物保全環境基準の類型指定が未指定の状態となっているため、令和3年度は、過去の現況把握調査で優先的に類型指定を行うべき水域として選定した9河川の類型指定を行い、未指定の状態を解消する。 地点数及び調査頻度に関しては、平成30年度に見直しを行ったところであり、当分の間、現体制で継続して監視する。	改善
		地域環境課				
5		工場監視指導費(水質)	—	②	依然として一部の工場・事業場で排出基準の違反が発生しているため、過去に違反が認められた工場・事業場を重点的に立入検査し、排水基準違反のさらなる未然防止を図る。	改善
		地域環境課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

#### 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点